

## 奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱

令和2年6月1日（総財務第54号）制定  
令和4年4月1日（総財務第41号）一部改正  
令和6年4月1日（総財務第58号）一部改正

### 第1 趣旨

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少している。このため、地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が減少し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な問題が生じており、この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることとなる。

そのため、地方からの人口流出への対策としては、若者の地方定着の取組がとりわけ重要であり、大学進学や就職等の機会も捉えつつ、都市部の大学生・高校生等に対して学校卒業後に地方に定住を促したり、働くことのできる雇用を創出したりすることが有効と考えられる。

このような状況を踏まえ、総務省においては、就職等により地域に定着する人材を確保するため、内閣官房及び文部科学省と連携し、本要綱に基づき、第2以下に掲げる奨学金を活用した若者の地方定着の促進を図るものである。

### 第2 取組の概要

- 1 取組の概要は、都道府県及び市町村の区分ごとに、原則として次のとおりであり、支援の対象とする者（以下「支援対象者」という。）の要件（以下「要件」という。）等の詳細については、本要綱を踏まえて、各地方公共団体が決定するものとする。なお、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の奨学金のほか、地方公共団体等が貸与する奨学金の返還に係る支援も対象とする。

#### (1) 都道府県

ア 都道府県と地元産業界等が、要件等を決定する。その上で、都道府県が中心となり基金を設置する。

イ 要件を満たす学生・生徒が、大学等（※1）を卒業後、地元企業に就職した場合に、当該基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を負担する。

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程をいう。以下同じ。

#### (2) 市町村

ア 市町村が、要件等を決定する。

イ 要件を満たす学生・生徒が、大学・高校等（※2）を卒業後、当該市町村内に居住する場合（あらかじめ居住している場合を含む。）に、市町村から

の支出により奨学金返還の全部又は一部を負担する。

※2 大学等並びに学校教育法に定める高等学校（本科別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程（高等専修学校）及び特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）をいう。以下同じ。

2 1について、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省、文部科学省及び日本学生支援機構等の関係機関が連携して必要な支援を行う。

### 第3 対象

第2に記した取組で、以下の1～3の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じるものとする。具体的な財政措置の内容は、別紙のとおりとする。

#### 1 要件

地方公共団体が、その地域の実情に応じて、要件を決定の上、文書で定めるものとするが、以下については必須とする。

なお、公務員として就職する者は、支援対象者とししないものとする。

##### (1) 都道府県

- 都道府県と地元産業界等が合意した要件を定めること
- 大学等の学生・生徒本人に貸与する奨学金を対象とすること
- 大学等卒業後の就業地域を当該都道府県の区域内とすること及びその就業期間を定めること

##### (2) 市町村

- 大学・高校等の学生・生徒本人に貸与する奨学金を対象とすること
- 大学・高校等卒業後の居住地を当該市町村の区域内とすること及びその居住期間を定めること

#### 2 基金について

##### (1) 都道府県

ア 都道府県や地元産業界等が出捐し、基金を設置するものとする。その負担割合は、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとする。また、複数の地方公共団体による基金への出捐は差し支えない。

なお、地元産業界等から基金への出捐がない場合であっても、取組の実施に当たって、地元産業界等との間で連携を行うことを必須とする。

(連携の例)

- ・ 地元産業界等と連携し、事業の効果等の検証や制度の改善等によるPDCAサイクルを行う場としての協議会を設置
- ・ 支援対象者の認定のための審査会等の場において、地元産業界等からも審査員として参加
- ・ 制度の充実を目指し、地元産業界等とともに、支援対象者や支援を受けた者が定期的に集まる場を設け、意見交換を実施

- ・ 制度の趣旨に沿った人材を育成するため、地元産業界等において、支援対象者に対する研修やセミナー等を実施 等
- イ 基金の設置方式（直営方式、財団方式等）については、都道府県の判断によるものとする。
- ウ 基金の形態は取り崩し型とする。ただし、地元産業界等出捐分については、果実運用型としても差し支えない。
- エ 1の要件を満たす支援対象者について、基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を負担するものとする。具体的な負担の方法については、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとする。

## (2) 市町村

市町村については、本取組に係る経費を財政措置の対象とするに当たり、基金の設置は必須としないが、市町村が基金を設置し、当該基金に出捐する場合には、その出捐した額について、財政措置の対象とする。なお、この場合、地元産業界等からの基金への出捐や、出捐がない場合における地元産業界等との連携については必須としない。

## 3 地方版総合戦略について

本取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられたものである必要がある。

## 第4 その他取組推進に当たっての留意事項

- 1 市町村が本取組を実施するに当たっては、支援対象者が重複するおそれもあることから、都道府県と十分に調整し、当該都道府県における地方版総合戦略との整合性を図ること。

なお、都道府県と合同で、都道府県の制度を利用して奨学金返還を支援する取組を行っている市町村にあっては、当該市町村の区域外（当該都道府県の区域内に限る。）の居住者に対する支援についても別紙の財政措置の対象とするものとする。

## 2 要件の写しの送付等について

- (1) 都道府県は、要件を決定したときは、当該要件の写しを総務省に送付するものとする。また、市町村が、要件を決定したときは、当該要件の写しを市町村の属する都道府県を通じて総務省に送付するものとする。（地方公共団体等が貸与する奨学金を利用する場合は、当該奨学金の貸付規定等も併せて送付すること。）

なお、複数の地方公共団体の出捐により基金が設置された場合は、最も出捐額の大きい団体が要件の写しの送付を行うものとする。

- (2) 総務省及び都道府県は上記(1)の要件の写しの送付を受けた場合等において、必要に応じて、当該地方公共団体の取組が本要綱の内容に沿うものとなるよう助言を行うものとする。

## 別紙

### 奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置について

#### 第1 特別交付税措置の対象となる経費

##### 1 都道府県

設置された基金に対し、当該年度において、都道府県が出捐した額（基金造成のため、他の地方公共団体や地方公共団体以外の法人へ支出した額を含む。2において同じ。）（※1）及び制度の周知・広報のために支出した額を対象とする。

※1 当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

また、日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体等が貸与する奨学金の返還に係る基金への出捐額も、特別交付税措置の対象とする。

なお、果実運用型基金への出捐額については、対象としない。

##### 2 市町村

当該年度において、市町村が奨学金返還支援及び制度の周知・広報のために支出した額（奨学金の返還に係る基金へ出捐した額を含む。）を対象とする。

なお、市町村が奨学金の返還に係る基金を設置する場合には、都道府県と同様、日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体等が貸与する奨学金の返還に係る基金への出捐額も特別交付税措置の対象とし、また、果実運用型基金への出捐額は、対象としない。

#### 第2 措置率

##### 1 措置率0.5（※2）となる都道府県及び市町村

- (1) 若年層人口（※3）が流出超過の都道府県
- (2) 若年層人口が流出超過の都道府県の区域内の市町村
- (3) 若年層人口が流入超過の都道府県の区域内における条件不利地域（※4）を含む市町村（指定都市を除く。）

##### 2 措置率0.3（※2）となる都道府県及び市町村

- (1) 若年層人口が流入超過の都道府県
- (2) 若年層人口が流入超過の都道府県の区域内の市町村（第2の1(3)の市町村を除く。）

※2 地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものとする。

※3 若年層人口とは、住民基本台帳人口移動報告における20～24歳の人口をいう。

※4 条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小

笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の適用区域をいう。

### 第3 措置上限額

一団体あたり1億円(第2の2の団体については、6千万円)を上限とする。